



戦略的資本業務提携に関するお知らせ

本日、ユニゾン・キャピタル・グループに属する Unison Capital II, L.P.及び Unison Capital III, L.P.(以下、ユニゾン)と、株式会社アデランスホールディングス(コード番号:8170、東証・大証第一部、以下、アデランス)は、戦略的資本業務提携を行うべく、公開買付けに関する契約及び戦略的資本業務提携契約を締結しました事を、お知らせ致します。

今後、ユニゾンは、アデランスの戦略パートナーとして、同グループの更なる企業価値向上に向けて、あらゆる側面から強固に支援を提供していく所存です。その具体的な内容につきましては、本日アデランスが発表した「戦略的資本業務提携に関するお知らせ」を御参照ください。

なお、この戦略的資本業務提携によるユニゾンの支援は、5月28日に予定されているアデランスの定時株主総会(以下、本定時総会)における会社提案議案の原案通りの成立、およびその成立等を条件としてユニゾンがアデランス株式に対して実施する公開買付け(以下、本公開買付け)の成立を前提としております。

本日、アデランス取締役会は、下記の本公開買付けの買付け等の価格その他の条件、ユニゾンとの戦略的資本業務提携による企業価値向上に向けた取り組み等を勧案し、本公開買付けがアデランスひいてはアデランスの株主利益向上に資するものと判断し、本公開買付けが開始された場合にはこれに賛同する予定であり、アデランスが既に導入している買収防衛策を発動しない予定である旨の決議をした旨を発表しています。

ユニゾンは、この戦略的資本業務提携に関連して、アデランスの大株主である根本信男氏(アデランスの発行済株式の約9.28%に相当する3,871,458株を所有しています)より、本日から3年間、その所有するアデランス株式の譲渡等の処分を行わず、更にはアデランスの株主総会において、アデランスがユニゾンと協議の上提案した議案に賛成すべく議決権を行使する旨の合意を得ております。また、ユニゾンは、アデランスより、本公開買付けが開始された場合には、本定時総会においてアデランスが自己株式を本公開買付けに応募する旨の議案が承認されていることを条件として、原則として、その所有する自己株式2,956,600株(発行済株式総数の約7.09%)を本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

記

1. 本公開買付けの概要

現時点で予定されている本公開買付けの概要は以下の通りです。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 買付け等の期間: | 2009年6月1日(月)から6月29日(月)まで |
| (2) 買付け等の価格: | 普通株式1株あたり1,000円
(2009年4月15日までの東京証券取引所第一部におけるアデランスの市場株価を基準として、過去3ヵ月の終値単純平均値に対し約35.5%、同1ヵ月の終値単純平均値に対し約31.6%、直近の終値に対し約5.8%のプレミアムを付与した金額) |
| (3) 買付予定数の下限: | 14,683,200株(アデランスの発行済株式の35.2%) |
| (4) 買付予定数の上限: | なし |

- (5) 撤回事由： 金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合
- (6) その他(上場の維持) 本公開買付けにおいては買付け予定の株式数に上限が付されておりませんが、アデランスの上場廃止の予定はありません。ユニゾン及びアデランスは、本公開買付けの成立後においてもアデランスの普通株式の上場を維持する方針を両者の共通認識としており、本公開買付けの結果によりアデランスの普通株式が上場維持の要件に抵触するおそれがある場合には、上場廃止を回避するための方策について両社で協議することに合意しております。

(注1) 2009年6月1日の時点で下記「2. 本公開買付けを開始するための条件」記載の各条件が全て満たされていない等の場合には、公開買付けの開始日が変更される可能性があります。その場合、買付け等の期間は最終的に決定された開始日から21営業日が経過する日までとなる予定です。また、買付け等の期間は法令に従って延長される可能性があります。

(注2) 本定時総会において承認された剰余金の配当の金額が、アデランスの提案した金額である1株当たり15円を上回った場合には、2(1)記載のとおり、15円を超えた部分に相当する金額を減額した金額を買付価格として本公開買付けを開始する可能性があります。

2. 本公開買付けを開始するための条件

ユニゾンは、以下の条件が全て満たされた場合に、本公開買付けを開始する予定です。ただし、以下の条件の全部又は一部が満たされなかった場合であっても、ユニゾンは、その裁量により当該条件を放棄することにより、本公開買付けを開始する可能性があります。

- (1) 本定時総会において、アデランスの提案した議案(取締役7名の選任、監査役2名の選任、本公開買付けに対する自己株式の応募、1株あたり15円の剰余金の配当及び定款変更)が原案どおり承認されていること。
(上記ただし書きのとおり、剰余金の配当に関する議案について1株当たり15円を上回る金額が承認された場合であっても、ユニゾンの裁量により、本公開買付けを開始する可能性があります。この場合、15円を超えた部分に相当する金額を減額した金額を買付価格とする可能性があります。)
- (2) アデランスの取締役会が、本公開買付けに賛同し、買収防衛策を発動しない旨を決議し公表していること。
- (3) アデランス又はその子会社の事業若しくは資産に対する重大な悪影響又はその他の本公開買付けに重大な悪影響を与えうる事情が生じていないこと。
- (4) ユニゾンとアデランスの間で締結されている契約について、アデランスによる義務の重大な違反又は表明・保証の違反等がないこと。
- (5) 本公開買付けの実行を禁止し、又はこれを差し止める裁判所又は行政庁の決定又は命令等が出されておらず、そのおそれも存在しないこと。
- (6) 本公開買付けを開始した場合に法令上認められる撤回事由に該当する事実が生じていないこと。

以上

ユニゾン・キャピタル・グループについて

ユニゾン・キャピタル・グループは、日本におけるバイアウト投資のパイオニアです。1998年の設立以来、一貫して投資先企業の価値を長期的に高めるための戦略を立案、その実行を強力にサポートしてきました。これまでに14件、企業価値ベース累計で合計7,000億円に上る投資を実行しています。2008年に設定した3号ファンドを含め、現在では約2,000億円の運用資金を擁し、引き続き積極的に投資活動を行っています。

<報道関係者のお問合せ先>

クレアブ・ギャビン・アンダーソン・アンド・カンパニー

電話：03-5404-0640

<p>本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の公開から12時間を経過するまでは、株式会社アデランスホールディングスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。</p>
--